

●7月14日参議院内閣委員会・参考人質疑絵 木下昌彦参考人「陳述レジュメ」より抜粋

「最後に最大の懸念点である本法案の憲法法理全体への影響について述べたい。これまで見てきたように、本法案はわが国の憲法法理によって合憲性を肯定することは困難である。逆に言えば、本法案を合憲にしようとすれば、従来の表現の自由に関する憲法法理をほぼ解体する必要がある。本法案が成立すれば、これまで出来ないと考えられてきた法律が実は出来るものであったことが確証されることになる。内閣法制局の実務も変わるだろう。例えば、わが国は、人種差別撤廃条約のヘイトスピーチ処罰の義務付けも、憲法上の疑義を理由に留保を付してきた。本法案が仮に合憲であるとすれば、そのような外交上の立場さえ引き続き維持できるのか疑問がある。本法案は、単なる新法制定に留まるものではなく、憲法的現象としては憲法改正と同じ効果を持つと言っても過言ではない。

この意味での危険性は、仮に本法案による検挙者が全くいなかったとしても消えることはない。本法案が成立した時点で表現の自由の憲法法理は大きく動揺することになるからである。実際、殆ど検挙者がいなかった外国国章損壊罪が本法案を呼び寄せ、正当化したように本法案は新たな規制を呼び寄せ、正当化するだろう。私は、本法案には二つの運命しかないと考えている。最高裁において違憲無効とされる運命か、さもないれば、わが国での自由な言論の喪失の端緒になったと後世の歴史家によって記述される運命である。」

●7月14日参議院内閣委員会・参考人質疑絵 木下昌彦参考人の発言 速記録より抜粋

「本法案、今の憲法のこれまで積み重ねられてきた判例を基に考えますと、やはり多くの憲法学者、私が知る限り現役で大学で教えている憲法学者の多くはもう、多くはというか、私が知る限りはほぼ全員、私が知っている人は全員ですけれども、違憲だというふうに考えておりまして、逆にこれが合憲ということになりますと、それでは、我々が考えてきた、我々が授業で教えているような憲法とは全く異なる憲法を教えなければいけないわけですね。こんなに立法事実が曖昧で、強制要件も曖昧で、立法保護法益も曖昧なものでも表現の自由を規制してもいいんですよということで授業で教えなきゃいけないわけです、仮にこの法案が合憲だというふうに判断されたら。そういう意味では、まさに憲法の教える内容が100%変わってしまいますので、その意味で憲法改正と同じ意味があったということがあります。確かに、この国旗というのは、みんな大切に思っている人が多いものです。ですので、この法案だけを見れば何で反対するんだということはあるのかもしれないんですけども、まさにこの誰も反対ができなさそうなものが作られて、それがまず初めの出発点、アリの一穴となって、次から次へと、じゃ、これは尊重しなければならないんじゃないか、これも、これはどうなんだということで、どんどんどんどん広がっていく。その最初の契機になる。それらを次に規制をしようというのを、歯止めを掛けようとしても、まさにこれ、これだけの立法事実で、これだけの保護法益で、これだけの曖昧な法律でも立法ができているんだから、この新しい法律も当然合憲でしょうという議論になっていくわけです。そういう意味で、これまでの憲法法理が解体されるということで申し上げさせていただきました」

2026年7月16日 参議院内閣委員会 日本共産党 大門実紀史 提出資料

※出典 2026年7月14日参議院内閣委員会 木下昌彦参考人の配布レジュメより抜粋

同委員会の議事録より、大門質問にたいする木下昌彦参考人の発言より抜粋

なお下線は大門実紀史事務所追加